

浜田港港湾計画書(案)

－ 改 訂 －

平成29年9月

浜田港港湾管理者
島 根 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 2月 島根県地方港湾審議会
- ・平成 9年 3月 港湾審議会第162回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成11年 3月 島根県地方港湾審議会
- ・平成16年 2月 島根県地方港湾審議会
- ・平成20年10月 島根県地方港湾審議会
- ・平成24年 8月 島根県地方港湾審議会
- ・平成24年11月 交通政策審議会第50回港湾分科会
- ・平成25年 3月 島根県地方港湾審議会
- ・平成26年 3月 島根県地方港湾審議会

の議を経た浜田港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	浜田港への要請	1
2	計画の基本方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	木材取扱施設計画	8
3	危険物取扱施設計画	9
4	水域施設計画	10
5	外郭施設計画	12
6	小型船だまり計画	13
7	臨港交通施設計画	14
IV	港湾の環境の整備及び保全	15
1	港湾公害防止施設計画	15
2	港湾環境整備施設計画	16
V	土地造成及び土地利用計画	17
1	土地造成計画	17
2	土地利用計画	18
VI	その他重要事項	19
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	19
2	港湾の再開発	20
3	港湾施設の利用	21

4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	22
---	-----------------------------	----

I 港湾計画の方針

1 浜田港への要請

浜田港は、島根県西部のほぼ中央にあり、関門港と境港の中間に位置し、馬島、瀬戸ヶ島などの島々に囲まれた天然の良港として古くから栄え、明治32年には開港場に指定された。その後、昭和32年には重要港湾に指定され、平成23年には日本海側拠点港（原木）に選定された。

現在の浜田港は、島根県唯一の国際貿易港として、林産業、製紙業をはじめとする背後地域の基幹産業を支える商業港として重要な役割を担っており、平成27年における港湾取扱貨物量は外貿30万トン、内貿17万トン、合計47万トンとなっている。

一方、浜田港を取り巻く状況は、近年大きく変化してきている。

東アジア地域の急速な経済発展に伴い、日本海側港湾においては、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り込んでいくための拠点となることが期待されている。特に浜田港においては、対岸の東アジア地域やロシア極東地域と地理的に近接していることに加え、高規格幹線道路の整備により、島根県の東西地域や中国地方の内陸部、瀬戸内海側地域と充実した道路ネットワークで結ばれていくことから、海上輸送網の拠点としての機能を担うことが期待されている。

浜田港では、大宗貨物である原木及び石炭の取扱量が順調に推移し、取扱企業の設備投資により、今後も取扱貨物量の増加が見込まれる。また、背後地域にバイオマス発電所の立地増加が見込まれる。その燃料となる椰子殻などの新たな貨物の需要もあり、係留施設、埠頭用地などの港湾施設の機能強化が強く望まれている。

また、浜田港の背後地域には、世界遺産である石見銀山や国宝で

ある出雲大社など、豊富な観光資源があり、これらを活かした観光振興における玄関口としての役割が期待されており、外航クルーズ船にも対応した受け入れ環境の整備が望まれている。

さらに、大規模地震発生時において、市民の安心・安全を確保しつつ、企業活動の継続が図れるよう、防災機能の強化が求められている。

2 計画の基本方針

浜田港への要請を踏まえ、以下に示す「物流」、「交流」、「防災」という3つの機能が融合した、活力と魅力あるみなとを実現するため、平成40年代前半を目標年次として、以下、1)～4)のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

物流：島根県西部を中心とした背後圏域の産業を支え、働く場を創出する。

交流：自然や伝統文化に彩られた島根県西部に人を呼び込み、賑わいを創出する。

防災：最悪の事態を避け、企業活動の継続や安心・安全な暮らしを維持する。

1) 外・内貿物流機能の強化と港湾機能の再編

- ① 船舶の大型化に対応した係留機能の強化、荷捌き・保管機能の充実など物流機能の強化を図る。また、国際・国内定期航路の就航に向けた取り組みを推進する。
- ② バイオマス発電関連貨物などの新規取扱需要のある貨物の取扱拠点の形成を図る。
- ③ 埠頭から高規格幹線道路（山陰自動車道）へのアクセス機能の向上を図る。
- ④ 冬季波浪時等における港内静穏度の確保を図る。

2) 交流拠点機能の強化

- ① 背後地域の観光資源を活かした地域振興を促進するため、外航クルーズ船等の大型客船の受入環境の整備を図る。
- ② 市民や観光客が港や海と触れ合う憩いの場の創出を図る。

3) 港内環境の改善

- ① 港湾の景観や環境悪化に繋がる放置艇対策として小型船の適正な管理を図る。

4) 防災機能の強化

- ① 大規模地震等の災害に備え、市民の安心・安全の確保、企業活動の継続に向けた、港湾BCPの策定等の取り組みを推進する。

以上の方針のもと、多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①福井地区及び長浜地区は、既存の港湾施設等の配置を踏まえて、物流関連ゾーンとする。
- ②福井地区は、クルーズ船の受け入れに対応する交流拠点ゾーンとする。
- ③長浜地区及び鱒石地区は、小型船の適正収容を図るための船だまり関連ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成40年代前半）における取扱貨物量等を次のように定める。

取 扱 貨 物 量	外 貿	140万トン
	内 貿	20万トン
	合 計	160万トン

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 福井地区

鉱産品、原木、化学工業品及びコンテナ等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

[新規計画] F-5

水深 1.2 m 岸壁 1 バース 延長 240 m

[既設の変更計画] F-3

埠頭用地 7 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

既設
水深 1.4 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

1-2 長浜地区

木材チップ、薪炭、化学工業品等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深13m 岸壁1バース 延長260m

[既設の変更計画] N-1

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち、2ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深10m 岸壁1バース 延長185m

埠頭用地 6ha

また、以下の施設を廃止する。

既設

水深5m 岸壁1バース 延長85m

2 木材取扱施設計画

2-1 長浜地区

以下の木材取扱施設を廃止する。

既設

水深 2 m 物揚場 延長 50 m

埠頭用地 1 h a

水面整理場 水深 2 m 面積 2 h a

2-2 鰐石地区

小型船だまりとして利用転換するため、以下の木材取扱施設を廃止する。

既設

水深 2 m 物揚場 延長 104 m

埠頭用地 1 h a

水面貯木場 水深 2 m 面積 2 h a

3 危険物取扱施設計画

3-1 長浜地区

港湾関連用地として利用転換するため、以下の危険物取扱施設用地を廃止する。

既設

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 90 m

危険物取扱施設用地 1 ha

4 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

4-1 航路

福井地区

第一航路 水深15m 幅員330m [既設の変更計画]

(既設
第一航路 水深15m 幅員330m (工事中))

4-2 泊地

福井地区

水深1.4m 面積3ha [新規計画]

水深1.2m [既設の変更計画]

(既定計画
水深1.4m 面積7ha)

長浜地区

水深1.3m 面積1.1ha [既設の変更計画]

水深7.5m [既設の変更計画]

(既設
水深1.0m
水深7.5m)

5 外郭施設計画

港内の静穏及び航行船舶の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

5-1 防波堤

福井地区 北防波堤 延長1,150m (うち400m工事中)
[既設の変更計画]

内防波堤 延長100m [新規計画]

なお、これに伴い、既設の防波堤100mを撤去する。

既設

福井地区 北防波堤 延長400m (工事中)

福井地区 内防波堤 延長100m

6 小型船だまり計画

漁船、プレジャーボート等の適正な収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

6-1 長浜地区

長浜南小型船だまり

泊地 水深2m [既定計画の変更計画]

物揚場 水深2m 延長70m [既定計画]

小型栈橋 2基 [既定計画の変更計画]

既定計画

泊地 水深2m 2ha

物揚場 水深2m 延長70m

小型栈橋 5基

6-2 鰐石地区

鰐石小型船だまり

物揚場 水深2m 延長215m [新規計画]

埠頭用地 1ha [新規計画]

7 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

7-1 道路

臨港道路 福井ふ頭線 [既設の変更計画]

起点 臨港道路福井2号線 終点 福井地区 2車線

臨港道路 福井長浜線 [新規計画]

起点 臨港道路14号線 終点 県道浜田商港線 2車線

臨港道路 鰐石線 [新規計画]

起点 市道周布18号線 終点 鰐石地区 2車線

鰐石貯木場進入路 [新規計画]

起点 市道周布28号線 終点 鰐石貯木場野積場 2車線

既設

臨港道路 福井ふ頭線

起点 臨港道路福井2号線 終点 埠頭用地 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾公害防止施設計画

本港及びその周辺における公害の防止を図るため、港湾公害防止施設について、以下のとおり計画する。

- (1) 埠頭用地と背後の住居地域との分離を図るため、公害防止用緩衝地帯を次のとおり計画する。

福井地区 緩衝緑地 1 h a [新規計画]

緩衝緑地 1 h a [既定計画]

既定計画

福井地区 緩衝緑地 1 h a

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、以下のとおり計画する。

長浜地区

既定計画どおりとする。

(既定計画)
	長浜地区 緑地 1 h a	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を以下のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭地 用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	緑地	合計
福井地区	(7) 7	(5) 5	(1) 1	(1) 1	(13) 13
長浜地区	(1) 1	(1) 1			(2) 2
鰐石地区					(0) 0
合計	(8) 8	(6) 6	(1) 1	(1) 1	(15) 15

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭地	港湾関連 用地	工業地	交通機能 用地	緑地	合計
福井地区	(19) 19	(13) 13		(5) 5	(3) 3	(40) 40
長浜地区	(5) 5	(8) 8		(3) 3	(3) 3	(19) 19
鱒石地区	(1) 1	(6) 6	(14) 14	(1) 2		(21) 22
合計	(24) 24	(27) 27	(14) 14	(9) 10	(6) 6	(80) 81

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

本港において国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

福井地区

岸壁 1 バース 水深 1 4 m 延長 2 8 0 m

[新規計画] F-5

第一航路 水深 1 5 m 幅員 3 3 0 m [既設の変更計画]

泊地 水深 1 4 m 面積 3 h a [新規計画]

防波堤 延長 1, 1 5 0 m (うち、4 0 0 m 工事中)

[既設の変更計画]

長浜地区

岸壁 1 バース 水深 1 3 m 延長 2 6 0 m

[既設の変更計画] N-1

泊地 水深 1 3 m 面積 1 1 h a [既設の変更計画]

2 港湾の再開発

本港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの必要な区域

長浜地区においては、土地利用の見直しが必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

3 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

貨物船等の物資補給並びに休憩場所の用に供するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を以下のとおり計画する。

福井地区

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 90 m

(物資補給岸壁) [既設]

長浜地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

(物資補給岸壁) [既設]

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 廃棄物処理への対応

廃棄物の処分用地を確保するため、福井地区の13ha及び長浜地区の2haの土地造成において、浚渫土砂及び陸上残土54万 m^3 の廃棄物の処理を計画する。[新規計画]